

公益財団法人中国残留孤児援護基金

第42回臨時理事会（決議省略）議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案書 ※別添のとおり

- 第一号議案「炭谷 茂氏を理事長に選定し、代表理事とする」件
第二号議案「新津浩平氏を常務理事に選定し、業務執行理事とする」件
第三号議案「新津浩平氏に常勤役員俸給表 10 号 445,000 円を支給する」件
第四号議案「新津浩平氏を事務局長に任命する」件

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した者

理事 新津浩平

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和5年6月23日（金）

4. 議事録の作成に係る職務を行った者

理事 炭谷 茂

5. 議決に加わることができる理事数

4名

令和5年6月22日（木）、理事である新津浩平一が理事の全員に対して、理事会の決議目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、令和5年6月23日（金）までに議決に加わることができる理事及び監事の全員から書面により同意及び異議のない旨の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する第194条（本財団定款第43条）に基づく理事会の「決議の省略」の方法により、当該提案（第一号議案・第二号議案・第三号議案・第四号議案）を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した者及び議事録の作成に係る職務を行った者は、次に記名押印する。

令和5年6月23日

代表理事（理事長）

炭谷 茂

業務執行理事（常務理事）

新津浩平